島根県LPガス価格高騰緊急対策事業(第4回)

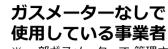
(1) 一般家庭・飲食店等(液石法・コミュニティガス)

(2)工業用・農業用、露店等

(高圧ガス保安法/液石法(質量販売))



対象期間中の利用量の 合計が75㎡ 超の方



※ 一部ガスメーターで 管理され ている場合があります



1

全ての方

手続不要

使用量に関わらず定額支援 制度① 値引き事業

L Pガス販売事業者が、令和7年10月 分の検針で発生した使用料金(税抜き)から最大1,500円(税抜き)を 値引き

- ※ L Pガス販売事業者によって、値引きの基準となる検 針月が11月検針となる場合があります。
- ※ 使用料金が1,500円に達しない場は、その使用料金の範囲内となります。
- ※ 詳しくはホームページをご覧ください (https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp/nebiki-jigyou/)

申請が必要

対象期間中の使用量に応じた支援

(対象期間: 令和7年7月~令和7年9月分)

個人・法人単位 で申請

制度② 給付金事業 (大量消費者)

対象:使用合計量が75㎡を超える

消費者

で申請

給付金額: 20円/㎡×(使用量-75㎡)

上限:180万円

制度③ 給付金事業 (高圧ガス等)

対象:ガスボンベやタンク等でLPガ

スを購入している消費者

給付金額: **20円/m³×使用量**

上限:60万円/月

※ 要件や申請方法など、詳しくはホームページをご覧ください(https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp/)